

小田原市企業誘致推進条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市企業誘致推進条例（平成27年小田原市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(固定資産の取得等)

**第3条** 条例第2条第4号アの規定による土地又は家屋の取得とは、土地又は家屋の所有権の移転登記を完了することをいう。

2 条例第2条第4号ア及びイの規定による土地又は家屋の賃借とは、賃貸借契約を締結することをいう。

3 条例第2条第4号ア及びイの規定による新築、増築又は改築とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に掲げる新築、増築又は改築であつて、同法第6条の規定による確認を要するものをいう。

4 条例第2条第5号に規定する固定資産の取得に要した費用とは、当該固定資産の購入価額のみとする。

(立地事業計画の届出)

**第4条** 条例第5条及び第6条の規定による奨励措置を受けようとする企業等は、土地の売買契約又は賃貸借契約を締結する日（土地の取得又は賃借を伴わない立地にあつては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をする日又は家屋の売買契約若しくは賃貸借契約を締結する日）の前日までに、当該立地に係る事業計画（以下「立地事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

2 立地事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 立地に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 立地に係る事業に関する事項
- (3) 立地を行う者に関する事項
- (4) 立地を行う場所及び時期に関する事項

- (5) 投下資本額及びその調達方法に関する事項
- (6) 立地に係る事業に伴う雇用に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る立地が条例第3条第1項各号に掲げる要件を満たすことを確認し、その結果を当該届出を行った企業等に通知するものとする。

(立地に係る奨励措置の申請)

**第5条** 条例第4条第1項の規定による申請は、立地の日の属する年の翌年の1月31日（当該立地の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する月の31日）までに、立地に係る奨励措置適用申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 立地をしたことを証する書類
- (2) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書の写し
- (3) 投下資本額の明細書
- (4) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (6) 商業登記事項証明書（企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し）
- (7) 奨励措置の対象となる固定資産の明細書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第4条第2項の規定による通知は、立地に係る奨励措置適用・不適用決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(立地奨励金の交付)

**第6条** 立地奨励金は、条例第4条第2項の規定による決定をした日の属する年度から毎年度、当該奨励金の総額を5回以内に分けた額を当該年度分として適用企業からの申請に基づき交付する。

2 前項の奨励金の総額を算定するに当たりその額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の申請は、毎年度、市長が指定する日までに立地奨励金交付申請書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

4 第1項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、

その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (3) 商業登記事項証明書（適用企業が個人の場合にあつては、住民票の写し）
- (4) 条例第6条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、次条第3項に規定する要件に該当する従業員の名簿及び当該従業員が同項各号に掲げる要件に該当することを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 市長は、第1項の申請があつたときは、その適否を審査し、速やかに、立地奨励金交付・不交付決定通知書（様式第4号）によりその結果を当該申請をした適用企業に通知するものとする。

（本社立地加算金の適用要件及び額）

第6条の2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、適用企業の資本金の額及び立地に係る事業所の従業員の数が、企業等の業種及び事業内容、地域経済に及ぼす効果等を踏まえて市長が別に定める規模以上であることとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める額は、前項の要件を満たす適用企業について、その資本金の額及び立地に係る事業所の従業員の数に応じて区分し、5,000万円以内で当該区分に応じてそれぞれ差を設けて市長が別に定める額とする。

3 前2項の従業員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 適用企業と期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条の規定による被保険者であること。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (4) 立地の日の6月前の日以後に適用企業に雇用されて当該立地に係る本社に勤務する者又は同日以後当該立地に係る本社に異動した者であること。

（雇用促進奨励金の交付申請）

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、立地の日から2年を経過する日までの間に、雇用促進奨励金交付申請書（様式第5号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 適用企業が立地に伴い新たに雇用した常勤の従業員の名簿
- (2) 前号の従業員が条例第7条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第8条第2項の規定による通知は、雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(奨励措置の適用回数の算定方法)

**第8条** 次の各号に掲げる条例第5条から第7条までの規定による奨励措置の適用に係る回数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第5条の規定による奨励措置 条例第5条の規定による奨励措置の適用を受けた場合又は小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例(令和2年小田原市条例第16号)による改正前の条例(以下この条において「旧条例」という。)第3条第1項の規定による投資促進奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。

(2) 条例第6条の規定による奨励措置 立地奨励金の交付を受けた場合又は旧条例第3条第2項の規定による企業等立地奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。

(3) 条例第7条の規定による奨励措置 雇用促進奨励金の交付を受けた場合又は旧条例第3条第3項の規定による雇用促進奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。

(決定の取消し等)

**第9条** 条例第10条第1項の規定により決定を取り消した場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。

(1) 条例第10条第1項第1号の規定による決定の取消しは、当該決定がなされた時から適用するものとする。

(2) 条例第10条第1項第2号の規定による決定の取消しは、当該事実があった日の属する年度以後の年度分の奨励措置について適用するものとする。

(3) 条例第10条第1項第3号の規定による決定の取消しは、当該決定に係る事業が休止され、又は廃止された日の属する年度(当該事業の廃止が破産等による場合にあっては、当該年度の翌年度)以後の年度分の奨励措置について適用するものとする。

(4) 条例第10条第1項第4号及び第5号の規定による決定の取消しは、その事情及び状況に応じ、前3号の例に準じて取り扱うものとする。

2 市長は、条例第10条第1項の規定により決定を取り消したときは、奨励措置取消通知書(様式第7号)により当該決定を取り消された企業等に通知するものとする。

3 市長は、条例第10条第2項の規定により奨励金等を返還させることを決定したときは、奨励金等返還通知書(様式第8号)により当該決定に係る企業等に通知するものとする。

(報告)

**第10条** 適用企業は、次の各号に掲げる期間について当該各号に定める報告書を、毎年度、1月31日までに市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第2項の規定による決定をした日から条例第6条の規定による奨励措置の適用が終了するまでの期間 資産保有状況報告書(様式第9号)

(2) 条例第4条第2項の規定による決定をした日から立地の日から起算して10年を経過するまでの期間 事業内容報告書(様式第10号)

(事業内容の変更等)

**第11条** 適用企業が条例第10条第1項の決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、事業変更届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 適用企業が事業を廃止するときは、速やかに事業廃止届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

**第12条** 条例第12条の規定による承認を受けようとする企業等は、承継の日から30日以内に、地位承継承認申請書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 承継した事実を証する書類

(2) 承継した企業等の事業内容を明らかにする書類

(3) 承継した企業等の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

(4) 承継した企業等の商業登記事項証明書(企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請をした企業等に地位承継承認・不承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(小田原市企業立地促進条例施行規則の廃止)

2 小田原市企業立地促進条例施行規則(平成17年小田原市規則第7号。次項において「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる条例附則第2項の規定による廃止前の小田原市企業立地促進条例（平成17年小田原市条例第2号）第5条第2項の規定により決定された奨励措置については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**（令和2年3月31日規則第36号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例（令和2年小田原市条例第16号）附則第2項に規定する企業等（以下「旧条例適用企業等」という。）に係る同項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の小田原市企業誘致推進条例（平成27年小田原市条例第2号）第4条第1項に規定する奨励措置については、改正前の小田原市企業誘致推進条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の第8条第1項の規定によりなされた届出（旧条例適用企業等が行ったものを除く。）は、改正後の第4条第1項の規定による届出とみなす。この場合において、同条第3項の規定は、適用しない。